

3 石川県バリアフリー条例及びバリアフリー法の関係

石川県バリアフリー条例及びバリアフリー法の対象建築物、基準適合の関係

全建築物 * 建築物のうち、公益的施設でないものは戸建ての住宅、倉庫のみ

公益的施設【条例】 = 特定建築物【法律】

- ・ 公益的施設 = 整備基準遵守（責務／チェックリストの添付）
- ・ 特定建築物 = 円滑化基準遵守（努力義務）

特定公益的施設【条例】

- ・ 整備基準遵守
（責務／届出義務あり。場合により勧告・公表）

特別特定建築物【法律】

- ・ 円滑化基準遵守（建築確認対象／罰則あり）

【条例】での条件付加

- ・ 1000㎡以上 ※法律では2000㎡以上
- ・ 追加：小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校（前期課程）並びに高等学校、中等教育学校（後期課程）、大学及び高等専門学校
- ・ 出入口のうち、直接地上へ通ずる出入口は、ひさし又は屋根を設けること

【条例】	≡	【法律】
整備基準		建築物移動等円滑化基準 [※]
		建築物移動等円滑化誘導基準（計画の認定での基準）

※ 条例では降雪・路面凍結への配慮がされているが、法律ではされていない。

石川県バリアフリー条例及びバリアフリー法の建築物用途・規模区分表

	『特別特定建築物』	『特定公益的施設』	『特定建築物』	『公益的施設』	
	【建築物移動等円滑化基準】	【整備基準】	【建築物移動等円滑化基準】	【整備基準】	
	義務、建築確認対象	責務、届出義務有り	責務	責務	
	1000㎡以上※条例で条件付加 (法律では2000㎡以上)	以下のとおり	0㎡から	0㎡から	
1 特別支援学校	(全てのもの)	(全てのもの)	(全てのもの)	(全てのもの)	
2 病院、診療所					
3 劇場、観覧場、映画館、演芸場					
4 集会場、公会堂					
5 展示場					
6 百貨店、マーケットその他の物販店					(用途面積200㎡以上)
7 ホテル、旅館					(用途面積1,000㎡以上)
8 事務所	保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署	(用途面積2,000㎡以上)	(全てのもの)	(全てのもの)	
9 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム、その他類似用途	(主に高齢者、身体障害者利用するものに限る)	(全てのもの)			
10 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他類似用途	(全てのもの)				
11 体育館・水泳場 ホーリング場、遊技場	(体育館、水泳場は一般公共の用に供されるものに限る。)				
12 博物館、美術館、図書館	(全てのもの)	(用途面積200㎡以上)			
13 公衆浴場					
14 飲食店					
15 郵便局、理髪店、クリーニング取次店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業用店舗		(全てのもの)			
16 旅客の乗降・待合所	(一般公共の用に供されるものに限る。)	(一般公共の用に供されるものに限る。)			
17 自動車車庫					
18 公衆便所		(全てのもの)			
19 公共用歩廊	(全てのもの)	(用途面積1,000㎡以上)			
20 小学校、中学校、中等教育学校、高校、高専、大学	(全てのもの) ※条件で追加:一般学校	(全てのもの)			
21 幼稚園、専修学校、専門学校		(全てのもの)			
22 卸売市場		(用途面積200㎡以上)			
23 共同住宅、寄宿舎、下宿		(用途面積1,000㎡以上)			
24 保育所		(全てのもの)			
25 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他類似用途		(用途面積200㎡以上)			
26 自動車教習所、学習塾、筆道教室、囲碁教室その他類似用途		(全てのもの)			
27 工場		(用途面積2,000㎡以上)			

※建築物のうち公益的施設でないものは戸建て住宅、倉庫のみ